特別養護老人ホームヴィレージュ 運営規定 【指定訪問介護・介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝寿会が開設する特別養護老人ホームヴィレージュ(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護、介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、利用者に対し適正な指定訪問介護及び介護保険法に基づく介護予防訪問介護(以下「指定訪問介護等」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名 称 特別養護老人ホームヴィレージュ
 - 二 所在地 群馬県館林市岡野町字新倉前335番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供をおこなうため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及業務の一元的な管理・指揮命令をおこなう。

- 二 サービス提供責任者(訪問事業責任者) 1人以上 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪 問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- 三 訪問介護員等2.5人以上(常勤換算)訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名(常勤兼務) 事務職員は、必要な事務を行う。

(管理職の兼務範囲)

第5条 管理者が第4条第一項の責務を果たせる場合には、同一の事業者によって 設置される他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する 場合であって、当該他の事業所・施設等で従事する時間帯も、利用者へのサ ービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の 一元的な管理・指揮命令を的確におこなうことができる場合において、当該 事業所の管理者又は従業員としての職務にも従事できるものとする。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日 までを除く。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問介護等の内容)

- 第7条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。
 - 一 身体介護
 - 二 生活援助

(利用料等)

- 第8条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該 指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記 載の負担割合に応じた額とする。
 - 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通 費は、次の額とする。
 - 一 往復の走行距離×18円
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書 で説 明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとす る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、館林市、邑楽町の区域とする。

(衛生管理等)

- 第10条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理をおこなうと ともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 - 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備 する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員は、指定訪問介護等の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急

事態が生じたときは、速やかに主治医及び介護支援専門員に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をするものとする。また主治医及び介護支援専門員へ連絡がこんな場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに 県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支 援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

- 第13条 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者又はその家族からの苦情等 に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
 - 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。
 - 3 提供した指定訪問介護等に関し、市町村等がおこなう文書等の提出若しくは提示、質問や照会には迅速に応じることとし、指導・助言を受けた場合はその指導や 助言に従って必要な改善をおこなう。
 - 4 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会がおこなう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなう。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱 いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での指定訪問 介護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供 については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる ため 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従 業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 事業所は、指定訪問介護等の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場

合、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第16条 事業所は、指定訪問介護等のサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
 - 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体 拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その状態及び時間、 その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載すること とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた めの計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
 - 2 事業所は、指定訪問介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間 保存するものとする。
 - 3 事業所は、適切な指定訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人宝寿会と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正履歷】

令和6年度介護保険報酬改正に準ずる変更及び営業日の変更、第8条(利用料)実施地域を超えておこなう訪問介護に要した交通費の額の明記等。